



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

**Q** 千葉県でもこのコロナ禍で「一時的に雇用過剰になった労働者の雇用を守るため」の公労使宣言を採択し、オール千葉で取り組むことを県内に発信したそうですが、根拠となる「産業雇用安定助成金」の概略を教えてください。

**A** この助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向で要件は、

- (1) コロナ禍によるものに限定。産業雇用安定センターを使うことも可
- (2) 出向期間終了後は元の事業所に戻ることに。
- (3) 出向元・先が独立性があること。
  - ・資本金の持ち分が50%以下であること
  - ・代表取締役が同一人物でないか、あるいは両者の取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていないこと
- (4) 生産量要件：出向元が過去に比べて売上等が5%以上減ったこと
- (5) 雇用量要件：出向先の雇用が減っていないこと
- (6) 玉突きで雇用や出向を行っていないこと

## 【助成率・助成額】

### ○出向運営経費

教育訓練及び労務管理に関する調整経費など経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
出向元が解雇を行っていない場合	9/10	3/4
出向元が解雇を行っている場合	4/5	2/3
上限額(出向元と出向先の合計)	12,000円/日	

### ○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元が出向に際して予め行う教育訓練、出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの措置の助成。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額※	各5万円/1人当たり(定額)	

※出向元が雇用過剰業種又は生産指標が一定以上悪化の場合、出向先が異業種受入れしている場合加算

## 【申請の流れ】

計画：出向元・先それぞれの事業主が出向計画届を作成、出向開始2週間前までに出向元事業主が労働局又はハローワークに提出。

⇒出向を行う

支給申請：1か月以上6か月以下の期間ごとに  
出向元・先事業主が共同事業主として支給申請書を作成し、出向元事業主が労働局又はハローワークに提出。

⇒対象者労働者は最長2年で出向元に復帰。

出向というと大企業のイメージがありますが、中小企業でも使うことができるので是非検討してみてください。書類は多いがそんなに難しくはないようです。一番難しいのは出向するにあたって給料をどちらがどれくらい出すか決めることだそうです。

○具体例として示されているのは、

### ①観光バス会社⇒精密部品運送会社

コロナ禍で観光バスを運行できない状況だが解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しい事が明らかなので出向を利用して雇用維持を図りたい。出向先は運転手が慢性的に不足している精密部品運送会社。観光バスの運転手なら丁寧かつ繊細な運転が期待できる。

### ②リゾートホテル⇒レストラン

宿泊客が大きく減少し、レストラン部門の調理人に余剰ができこのチャンスに新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい。出向先は食肉加工の直営レストランを経営。産業雇用安定センターの勧めもあり、同じ地域の企業の役に立つことを意図して出向受入れした。

### ③航空運送業⇒卸・小売業

丁寧な接客姿勢が活かせる出向先に希望。受入れ企業は新規出店の計画があるものの人員確保が出来ていない。社会貢献の意図も含めて店舗での販売員として出向で受け入れたい。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980